

「東京都手話言語条例」の施行状況概要（令和４～８年度の主な取組）

|         |         |
|---------|---------|
| 推進協議会   | 第1回資料   |
| R8.2.12 | 参考資料3-1 |

|         |
|---------|
| 参考資料5-1 |
|---------|

<全体（都の責務（3条））>

【令和４～７年度】

➤手話を使用しやすい環境整備及び手話を用いた情報発信を  
着実に実施

■各イベント・説明会等で手話通訳を配置、動画配信に手話通訳や字幕を表示、知事記者会見において手話通訳を配置するなど、手話を使用しやすい環境整備及び手話を用いた情報発信を実施

■都庁及び事業所窓口において遠隔手話通訳を利用できるQRコードを設置、サービス提供時間を拡充

【令和８年度（予定）】

➤引き続き環境整備及び手話を用いた情報発信を着実に実施

■【継続】各イベント・説明会等での手話通訳配置、動画配信での手話通訳や字幕の表示、知事記者会見における手話通訳配置など、手話を使用しやすい環境整備及び手話を用いた情報発信を実施

■【拡充】遠隔手話通訳のサービス提供機関を拡充（都立病院を対象に追加）

<基本的施策>

学習機会の確保等（6条）

【令和４～７年度】

➤都民が手話を学習する機会及び職員が手話を学習することができる環境を整備

■手話通訳者養成講習会や中途失聴者・難聴者対象の手話・読話講習会を実施《福祉局》

■職員向け実務講習や講座動画での手話の紹介等を実施《総務局・生活文化局・スポーツ推進本部・交通局・警視庁》

■職員向けに、手話関係の通信講座受講費用及び語学教育機関に通学する場合の通学費用等を支援《総務局》

■職員向けに、ろう者の文化や手話言語への理解促進研修を実施《スポーツ推進本部》

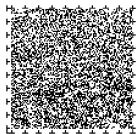
【令和８年度（予定）】

➤都民が手話を学習する機会を拡充

■【拡充】手話通訳者養成講習会や中途失聴者・難聴者対象の手話・読話講習会を実施（手話通訳者養成講習会のクラスを増設）《福祉局》

■【継続】職員向け実務講習等を実施《総務局・生活文化局・交通局・警視庁》

■【継続】職員向けに、手話関係の通信講座受講費用及び語学教育機関に通学する場合の通学費用等を支援《総務局》



## 相談支援体制の整備及び拡充（7条）

## 【令和4～7年度】

## ➤相談支援体制を着実に整備

- 聴覚障害者情報文化センターが行っている聴覚障害者に対する相談事業の運営を支援《福祉局》
- 難聴児相談支援センターにおいて、難聴児及び家族等からの相談事業等を実施《福祉局》
- 幼稚部を設置する都立聴覚障害特別支援学校において、乳幼児に対する教育相談を実施《教育庁》

## 【令和8年度（予定）】

## ➤相談支援体制を引き続き着実に整備

- 【継続】聴覚障害者情報文化センターが行っている聴覚障害者に対する相談事業の運営を支援《福祉局》
- 【継続】難聴児相談支援センターにおいて、難聴児及び家族等からの相談事業等を実施《福祉局》
- 【継続】幼稚部を設置する都立聴覚障害特別支援学校において、乳幼児に対する教育相談を実施《教育庁》

## 手話通訳者の人材確保、養成等（8条）

## 【令和4～7年度】

## ➤手話通訳者等の養成を着実に実施

- 手話通訳者及び手話指導者の養成を実施、専門分野実践クラスを開設《福祉局》

## 【令和8年度（予定）】

## ➤手話通訳者等の養成事業を拡充

- 【拡充】手話通訳者及び手話指導者の養成を実施（手話通訳者実践クラスを増設）《福祉局》

## 事業者への支援（9条）

## 【令和4～7年度】

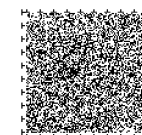
## ➤事業者の職場環境の整備を支援

- 聴覚障害者の就職・職場定着に向けた事例紹介や普及啓発を実施《産業労働局》

## 【令和8年度（予定）】

## ➤事業者の職場環境の整備を引き続き支援

- 【継続】聴覚障害者の就職・職場定着に向けた事例紹介や普及啓発を実施《産業労働局》



## 学校における支援（10条）

### 【令和4～7年度】

#### ➤教員向けの研修や保護者の手話の学習機会の確保を着実に実施

- 教員向けに、手話の理解や聴覚障害児・者の支援について学ぶ専門性向上研修を実施《教育庁》
- 都立聴覚障害特別支援学校において手話講座や、保護者等への手話の学習機会の提供等を実施《教育庁》

### 【令和8年度（予定）】

#### ➤保護者の手話の学習機会の確保に向けた取組を強化

- 【継続】教員向けに、手話の理解や聴覚障害児・者の支援について学ぶ専門性向上研修を実施《教育庁》
- 【拡充】都立聴覚障害特別支援学校における手話講座や手話学習機会の提供等を実施。新たに児童生徒等向け外部有識者の講演・特別授業等を実施《教育庁》

## 医療等サービスにおける環境整備（11条）

### 【令和4～7年度】

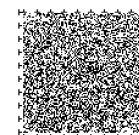
#### ➤医療等サービスを利用しやすい環境を整備

- 「東京都障害者差別解消法ハンドブック」を改訂、医療等関係機関へ合理的配慮について周知を実施《福祉局》
- 聴覚障害がある感染症（疑い）患者への疫学調査、健診・相談、健康指導等を実施できる体制を整備《保健医療局》

### 【令和8年度（予定）】

#### ➤医療等サービスを利用しやすい環境整備を引き続き着実に実施

- 【継続】「改訂版東京都障害者差別解消法ハンドブック」等の周知《福祉局》
- 【継続】聴覚障害がある感染症（疑い）患者への疫学調査、健診・相談、健康指導等を実施できる体制を整備《保健医療局》



## 手話の普及啓発（12条）

## 【令和4～7年度】

## ➤手話の普及・理解促進のための啓発活動を展開

■ブックレット改訂、映像教材・動画の作成やイベントの実施等により、普及啓発を実施《福祉局・総務局・スポーツ推進本部・教育庁》

## 【令和8年度（予定）】

## ➤手話の普及・理解促進のための啓発活動を拡充

■【拡充】ブックレット、映像教材の作成やイベントの実施等により、普及啓発を実施（イベントプログラムの追加等）《福祉局・総務局・教育庁》

■【新規】手話及び聴覚障害の普及啓発のための「手話の日」イベントを開催《福祉局》

## 手話に関する調査研究等（13条）

## 【令和4～7年度】

## ➤手話に関する調査を着実に実施

■「東京都福祉保健基礎調査（障害者の生活実態）」において、コミュニケーションの手段（手話含む）や手話通訳利用の有無等について調査（令和5年度）《福祉局》

## 【令和8年度（予定）】

—

（5年ごとの調査実施のため、次期調査は令和10年度実施予定）

## 災害時における措置（14条）

## 【令和4～7年度】

## ➤手話や文字による災害時等の情報発信を着実に実施

■災害時の対策本部会議等のライブ配信において、手話通訳映像を撮影・挿入《政策企画局》

■東京都防災ホームページ、東京都防災X及び東京都防災アプリを通じて文字による発信を実施《総務局》

■火災現場への手話通訳派遣を実施《東京消防庁》

## 【令和8年度（予定）】

## ➤手話や文字による災害時等の情報発信を引き続き着実に実施

■【継続】災害時の対策本部会議等のライブ配信において、手話通訳映像を撮影・挿入《政策企画局》

■【継続】東京都防災ホームページ、X及びアプリを通じて文字による発信を実施

《総務局》

■【継続】火災現場への手話通訳派遣を実施《東京消防庁》

